平成２５年（フ）第３０号
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目２番２―405号　東町ちのみ４丁目団地Ｂ棟405号
債務者　高階　　慶（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
山形県長井市今泉555番地２　スマイル今泉Ｂ202号、前住所山形県東置賜郡川西町大字時田2060番地の６
債務者　秋葉　浩二
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３１９号
埼玉県熊谷市柿沼973番地９
債務者　渡邉　　昇
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３９号
金沢市割出町264番地７、従前の住所金沢市西念２丁目２番１号
債務者　喫茶店サムこと　中村貴美子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９９号
長野県安曇野市穂高有明274番地１、前住所神奈川県相模原市緑区三井605番地２　レイクサイドヒル205
債務者　井ノ口祥子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２０４号
三重県四日市市山分町193番地１　サンハイム山分Ａ―206
債務者　坂本　重勝
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１３６号
京都市右京区梅津北浦町２番地８　スカイハイツ和新505
債務者　山口　佳恵
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８５号
京都市中京区壬生中川町７番地の22
債務者　今井　祥人
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９１号
京都市北区大北山鏡石町１番地３　ハイツ金閣103号
債務者　樋口　尚之
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３２号
京都市西京区大原野石見町308番地２
債務者　宮田美佐子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３６号
京都府長岡京市今里４丁目13番31号
債務者　髙橋　静栄
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３７号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　37棟102号
債務者　大石　茂樹
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
京都府綾部市上野町下池田４番地　上野団地３棟202号
債務者　塩見　絵美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番13―507号
債務者　八幡　節子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８３号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目２番19号　クリスタル大崎502号
債務者　畑山　徳友
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４３号
奈良市尼辻中町４番24―103号
債務者　福井　浩之
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３５８号
奈良市秋篠町1231番地の４　ハーモニーＩ101号
債務者　山本　幸子（旧姓江村）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
奈良地方裁判所